

4 4 健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた地方税財政措置について

(財務省、総務省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を図るとともに、国税の法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額し、臨時財政対策債を抑制して、速やかに廃止すること。
- (2) 地方法人課税の見直しについては、「税源の適切な帰属」の観点から議論を行い、全ての地方自治体の財政運営等に悪影響が生じないように、適切な措置を講じること。
- (3) 骨太の方針 2018 の「人づくり革命の実現と拡大」に関する施策のうち、地方行財政に係るものについては、地方と十分に協議をするとともに、国の責任において必要な地方財源をしっかりと確保すること。
- (4) ふるさと納税について、返礼品や控除方法を含めた見直しを行うこと。

(背景)

〔地方一般財源総額の確保・充実等〕

- 本県では、外形標準課税の拡大を含む地方法人課税に関する累次の税制改正の影響等により、県税収入は、地方法人特別譲与税を含めても、リーマンショック前の水準には至っていない一方、義務的経費である医療・介護などの扶助費が増加し、依然として厳しい財政状況にある。今後も全国的に社会保障経費が増加傾向にあること等を踏まえると、安定的な財政運営には引き続き地方一般財源総額の確保・充実が不可欠である。
- また、本県は臨時財政対策債発行可能額の割合が大きく、県債残高の大幅な増加要因となっている。臨時財政対策債残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題である。地方交付税の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げ等により交付税原資を拡充し、臨時財政対策債を抑制して、速やかに廃止するべきである。

〔地方法人課税の見直し〕

- 平成 30 年度与党税制改正大綱で「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10% 段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等を踏まえて検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る」とされ、総務省の「地方法人課税に関する検討会」において検討・議論が行われている。
- まず、法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税制度）は、期限の到来をもって、当然かつ確実に廃止されるべきである。
- 地方法人課税の見直しの基本的な考え方として、経済活動の実態と税源は密接に関わるものであり、地方税で財政調整を行うような議論が進められると地方税の原理原則が歪められることから、「税源の適切な帰属」の観点から幅広く税制の議論が進められるべきである。
- その上で、地方税の受益と負担という基本的な原則や地方法人課税が地方自治体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっていることなども踏まえ、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき姿を見据えて検討・議論されることが必要である。
- 地方税制での議論を経てもなお、財政力格差が課題として残る場合には、財源調整機能と財源保障機能を有する地方交付税制度や、地方譲与税制度等も含めた地方財政制度全体として、どのような姿を目指していくのか、順序立てて、丁寧に議論を積み重ねることが必要である。

- 併せて、全ての地方自治体が予見可能性を持つことができ、財政運営等に支障が生じないよう、適切な措置が講じられるべきである。また、地方間での財源の取り合いではなく、地方税を充実させ地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが重要である。

【「人づくり革命の実現と拡大」への対応】

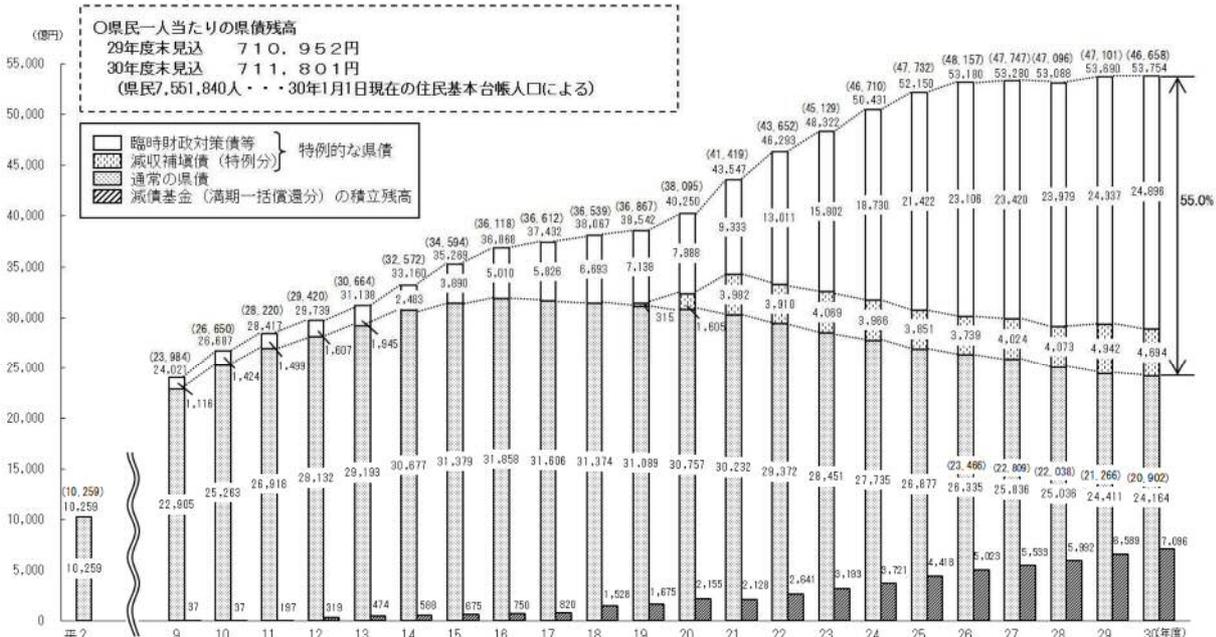
- 骨太の方針 2018 では、「人づくり革命の実現と拡大」として、幼児教育無償化や待機児童の解消などを進め、社会保障制度を全世代型の制度へと大きく転換していくこととされている。これらの施策には、地方が重要な役割を担う取組が含まれていることから、国と地方の役割分担のあり方を整理するにあたっては、主な担い手である地方と十分協議するとともに、国の責任において必要な地方財源をしっかりと確保すべきである。

【ふるさと納税の見直し】

- 返礼品によるふるさと納税の獲得競争に対しては、総務大臣通知により、返礼品割合に一定の制限を設け、個別の見直し要請が行われ、先般、総務大臣から過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方自治体について、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することが表明されたが、返礼品割合を寄附額の1割までとするなど、根本的な解決を図るべきである。
- また、過度な返礼品により、市町村に寄附が集中し、個人住民税から税額控除される結果、広域自治体から基礎自治体に税収移転され、住民税の受益と負担の原則を大きく歪めることになる。このため、ふるさと納税特有の特例分について、都道府県向けの寄附金は都道府県民税から、市区町村向けの寄附金は市区村民税から、それぞれ控除する方法に改めるなど、制度本来の趣旨に立ち返った見直しが必要である。

(参 考)

◇愛知県の県債残高の推移



(注) 1 平成28年度までは決算額、平成29年度は決算見込額、平成30年度は当初予算ベース。
 2 白抜きは、臨時財政対策債、減税補填債、臨時財政対策債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債の計としている。
 3 県債残高の()は、減債基金(高期一括償還分)の積立残高を控除した額。

◇愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位：億円)

年度		24	25	26	27	28	29	30
普通交付税	A	559	643	770	769	826	711	948
臨時財政対策債	B	3,152	2,848	2,258	901	944	971	1,381
計	C=A+B	3,711	3,491	3,028	1,670	1,770	1,682	2,329
臨時財政対策債の割合	B/C	84.9%	81.6%	74.6%	53.9%	53.3%	57.7%	59.3%

(注) 表中の数値は当初算定ベース。

45 まち・ひと・しごと創生について

(財務省、内閣官房、内閣府)

【内容】

- (1) 愛知県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が着実に推進できるよう、総合的な支援を図ること。
特に、「地方創生推進交付金」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとする。
- (2) 東京一極集中を是正し、真の意味での地方創生を実現するため、国が自ら責任を持って、政府関係機関の地方移転を積極的に進めること。

(背景)

- 本県では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年10月に、2060年に700万人程度の人口を確保するとした「人口ビジョン」と、その実現に向けた5か年(2015~2019年度)の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本県は、日本屈指の産業県であり、その産業力をさらに強くすることで、若者や女性の雇用の場をつくり、安心して子どもを産み育ててもらえるような社会づくりを進めている。こうした取組を通じ、東京一極集中にストップをかけるとともに、日本の活力を取り戻す大きな核としての役割を果たしていくことを目指している。
- 本県の人口については、750万人を超え、我が国人口が減少する中であっても着実な増加が続いている。また、本県の人口移動の状況を見ると、男女ともに10代後半から20代にかけての若年層を中心に転入超過の状況にある。しかし、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に対しては、一貫して転入超過が続いており、特に女性については、就職時にあたる20代前半を中心として、転出超過が顕著となっていることから、こうした若年女性の東京圏への転出超過を抑制することが、本県の地方創生の大きな課題となっている。
- 地方における総合戦略の本格的な事業実施にあたり、国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を展開している。このうち、財政支援については、平成31年度概算要求において、「地方創生推進交付金」として、平成30年度から15

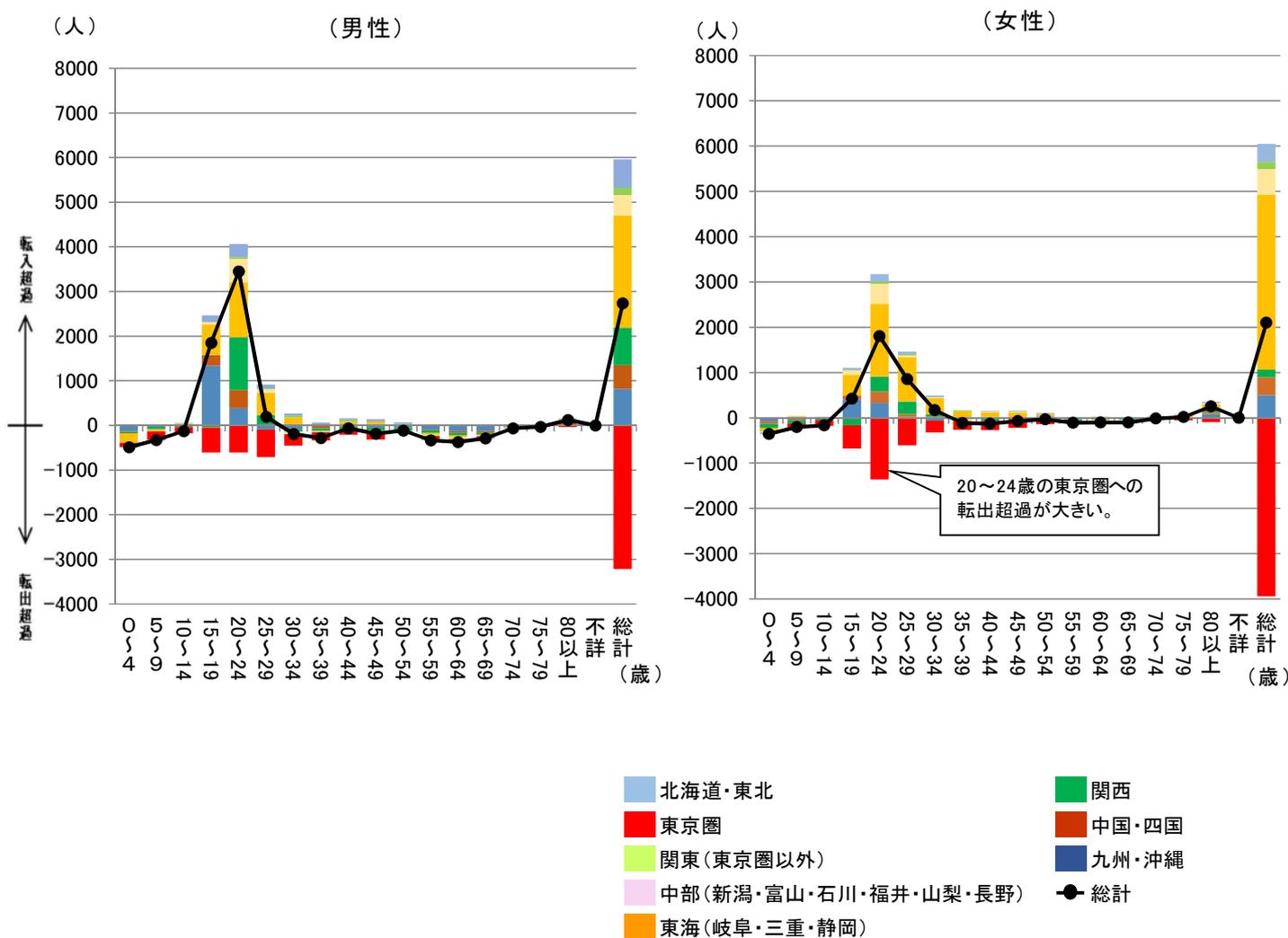
0億円の増額となる、1,150億円が要求されている。しかし、同交付金については、最長5か年の長期計画で、1/2の地方負担を求めるものにも関わらず、事業申請要件等詳細が申請期限近くまで示されないことから、事業の効率的な実施や計画的な事業の設計が困難となっている。

- 政府関係機関の地方移転については、国は、平成28年3月に基本方針を決定したが、愛知県のモノづくり産業や農業の強みを背景とした7機関の移転の提案に対しては、2機関の共同研究等に留まった。

東京一極集中を是正し、真の意味での地方創生を実現するためには、中央省庁をはじめとする政府関係機関の地方移転について、国が自ら責任を持って、積極的に進めることが不可欠である。

(参 考)

愛知県の男女別・年齢階級別の転入超過数（2017年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

4 6 地方分権改革の推進について

(財務省、内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
また、昨年12月に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、引き続き検討するとされたものについては、政府全体として適切なフォローアップを実施し、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めること。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (5) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」において、「地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである」とされている。

